

中学校・技術・家庭

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P30～32 参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説 P118～125 参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。
 - ア 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、一連の過程を重視した学習の充実を図ること。
 - イ 各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。
 - ウ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の5点である。
 - ア 技術分野及び家庭分野の授業時数については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること。
 - イ 家庭分野の内容A(4)、B(7)、C(3)については、三項目のうち一以上を選択し履修させること。
 - ウ 技術分野の内容AからDまで、及び家庭分野の内容AからCまでの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、実態等に応じて、各学校において適切に定めること。
 - エ 各項目・事項については、適切な題材を設定して計画を作成すること。その際、実態を的確に捉え、指導の効果を高めるようにすること。また、小学校から高等学校における学習の系統性を踏まえ、他教科等との関連を明確にし、系統的・発展的に指導ができるようにすること。さらに、持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との連携も図ること。
 - オ 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項（解説 P125～131 参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。
 - ア コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。
 - イ キャリア発達を踏まえ、学習内容と将来の職業の選択や生き方との関わりについても扱うこと。
 - ウ 一人一人の個性を生かし伸ばすよう、個に応じた指導の充実に努めること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。
 - ア 衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。
 - イ 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや感性の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な活動を充実させること。
 - ウ 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮すること。

	平成30年度	平成31年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
平成30年度 入学生	1学年 △	2学年 △	3学年 △	
平成31年度 入学生		1学年 ○	2学年 ○	3学年 ◎
平成32(2020)年度 入学生			1学年 ○	2学年 ◎
平成33(2021)年度 入学生				1学年 ◎
配慮事項	・技術分野及び家庭分野A(1)のガイダンスは、第1学年の各分野の最初に履修させることから、平成31年度の入学生においては全面実施に向けて新学習指導要領によることが望ましい。 (△：現行のみでも可 ○：全面実施に向けて新学習指導要領によることが望ましい ◎：全面実施)			